

第9期富山県生涯学習審議会委員名簿

| 氏 名 | 役 職 |
|-------|--|
| 麻畑 秋市 | 日本ボーイスカウト富山県連盟事務局長 |
| 新井 郁男 | 上越教育大学名誉教授 |
| 磯野くに子 | 富山県生涯スポーツ協議会副会長 |
| 板倉 均 | 北日本新聞社取締役 文化センター長 |
| 伊藤 通子 | NPO法人 ESD-J 理事 (持続可能な開発のための教育の10年推進会議) |
| 稲葉 実 | 富山県専修学校各種学校連合会副理事長 |
| 鹿熊 久三 | 富山県公民館連合会会長 |
| 経田 博子 | フリーアナウンサー・県民カレッジ自遊塾県民教授 |
| 竹内 章 | 富山大学地域連携推進機構生涯学習部門長 |
| 中西 彰 | 富山県民生涯学習カレッジ学長 |
| 中屋 久孝 | 滑川市教育長 |
| 七澤 睦子 | 公募委員 |
| 西出 紀子 | 富山県婦人会副会長 |
| 畠 清枝 | 富山県PTA連合会副会長 |
| 藤井 久丈 | 富山経済同友会幹事・同会教育問題委員会委員長 |
| 堀 明弘 | 公募委員 |
| 村上 和子 | 富山県生涯学習団体協議会専務理事 |
| 森本富志雄 | 富山県労働者福祉事業協会理事長 |
| 和田 朝子 | 富山県芸術文化協会副会長 |
| 渡邊 裕司 | 放送大学富山学習センター所長 |

(委員数:20名 任期:平成20年6月1日~平成22年5月31日)

教育基本法が 新しくなりました。

平成18年
法律第120号

平成18年12月15日成立
同年12月22日公布・施行

昭和22年にこれまでの教育基本法が制定されてから約60年、教育をとりまく環境は大きく変わりました。

社会

- 科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、核家族化
- 価値観の多様化 ●社会全体の規範意識の低下 など

家庭

- 教育力の低下
- 育児に不安や悩みを持つ親の増加 など

学校

- いじめ・校内暴力などの問題行動
- 質の高い教員の確保 など

地域社会

- 教育力の低下
- 近隣住民間の連帯感の希薄化
- 地域の安全、安心の確保の必要性 など

子ども

- 基本的生活習慣の乱れ ●学ぶ意欲の低下や学力低下傾向
- 体力の低下 ●社会性の低下、規範意識の欠如 など

教育基本法の改正

「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念を明示しました。

知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間

公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民

我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人

の育成を目指します。

概要

第1章 教育の目的・理念

(1) 教育の目的・理念を明示しています。

- ①教育の目的として「人格の完成」、「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を規定
- ②この教育の目的を実現するために今日重要と考えられる事柄を「教育の目標」として規定

教育の目標の例

- ・幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな身体
- ・能力の伸長、自主・自律の精神、職業との関連を重視
- ・正義と責任、自他の敬愛と協力、男女の平等、公共の精神
- ・生命や自然の尊重、環境の保全
- ・伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛し、他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与

(2) 「生涯学習の理念」「教育の機会均等」を規定

第2章 教育の実施に関する基本

教育を実施する際に基本となる事項として、これまでの教育基本法にも定められていた、「義務教育」、「学校教育」、「教員」、「社会教育」、「政治教育」、「宗教教育」に関する規定を見直すとともに、新たに「大学」、「私立学校」、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」について規定しています。

第3章 教育行政

教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定等について規定しています。

第4章 法令の制定

この法律の諸条項を実施するための必要な法令の制定について規定しています。

() は、新たに規定したもの及び新設条文)

教育基本法（平成18年法律第120号）

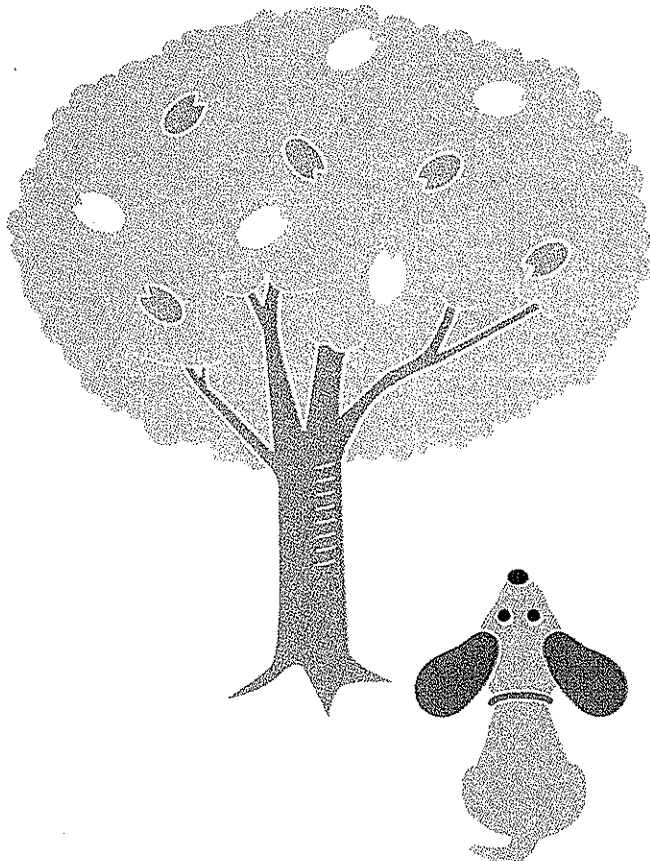
前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

これまでの教育基本法に引き続き、日本国民が願う理想として、「民主的で文化的な国家」の発展と「世界平和と人類の福祉の向上」への貢献を掲げ、その理想を実現するために、「個人の尊厳」を重んずることなどを宣言するとともに、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」を規定しました。



第1章 教育の目的及び理念

教育の目的

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

何を指して教育を行い、どのような人間を育てることを根本的な目的とすべきかという「教育の目的」を引き続き規定しました。

教育の目標

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはくくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第1条の「教育の目的」を実現するため、今日重要と考えられる事柄を5つに整理して「教育の目標」として新たに規定しました。

生涯学習の理念

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

科学技術の進歩や社会構造の変化、高齢化や自由時間の増大などに伴って重要となっている「生涯学習の理念」について、新たに規定しました。

教育の機会均等

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

教育における差別の禁止や国及び地方公共団体による奨学の措置について、引き続き規定するとともに、新たに、障害のある方々が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを規定しました。

第2章 教育の実施に関する基本

- 第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

これまでの教育基本法に明記されていた9年の義務教育の年限について、将来の延長の可能性も考慮し、他法に委ねることとともに、新たに、義務教育の目的、義務教育の実施についての国と地方公共団体の責務などについて規定しました。

学校の教育

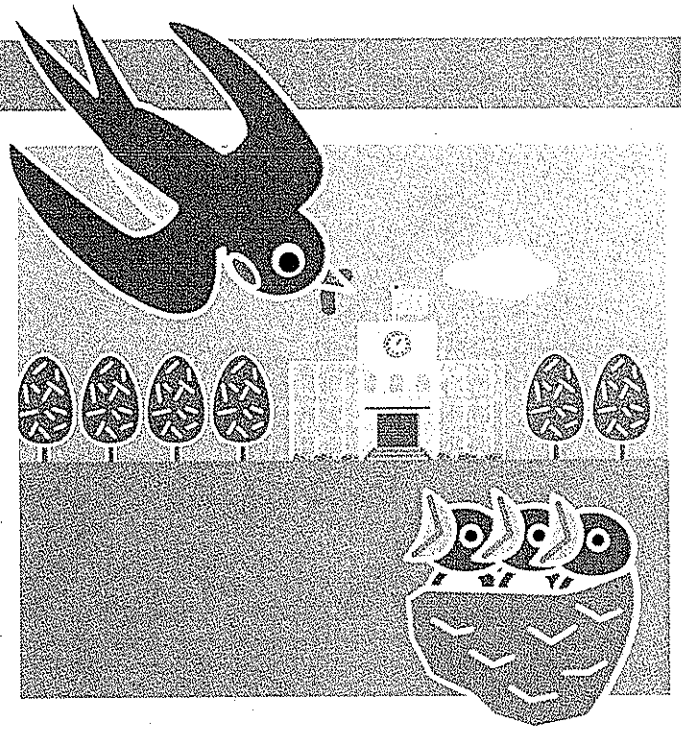
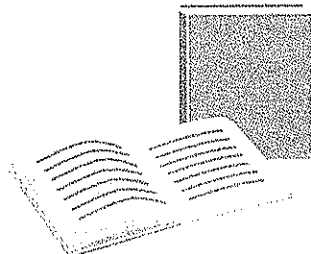
- 第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみがこれを設置することができる。
- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

学校の設置者について引き続き規定するとともに、新たに、学校教育は、体系的・組織的に行われるべきこと、また、学校教育においては、児童・生徒が、規律を重んずるとともに、学習意欲を高めることを重視すべきことを規定しました。

大学

- 第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

知識基盤社会における大学の役割の重要性や、大学の固有の特性にかんがみ、大学の基本的な役割などについて新たに規定しました。



私立学校

- 第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体はその自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

私立学校の果たす役割の重要性にかんがみ、私立学校の自主性を尊重しつつ、国や地方公共団体が私学助成などの振興に努めるべきことを新たに規定しました。

教員

- 第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。
- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

教員の使命と職責、待遇の適正などについて、引き続き規定するとともに、新たに、教員は研究と修養に励むべきことや、養成と研修の充実が図られるべきことを規定しました。

家庭教育

- 第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

すべての教育の出発点である家庭教育の重要性にかんがみ、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、及び国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことを新たに規定しました。

幼児期の教育

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国や地方公共団体がその振興に努めるべきことを新たに規定しました。

社会教育

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

社会教育が国や地方公共団体により奨励・振興されるべきことを引き続き規定しました。

学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

学校、家庭、地域住民その他の関係者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力に努めるべきことを新たに規定しました。

政治教育

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

政治的教養は教育上尊重されるべきこと、党派的政治教育その他政治的活動を行ってはならないことを引き続き規定しました。

宗教教育

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

国公立学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動を行ってはならないことを引き続き規定するとともに、新たに、宗教に関する一般的な教養は教育上尊重されるべきことを規定しました。

第3章 教育行政

教育行政

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

教育が不当な支配に服してはならないことを引き続き規定するとともに、新たに、教育が法律の定めるところにより行われるべきことを規定しました。

また、教育行政について、公正かつ適正に行われなければならないこと、国と地方公共団体のそれぞれの役割分担と責任及び財政上の措置についても新たに規定しました。

教育振興基本計画

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び備すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

国が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための教育振興基本計画を策定し、地方公共団体が国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ教育振興基本計画を定めるよう努めることについて新たに規定しました。

第4章 法令の制定

法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

これまでに引き続き、この法律の諸条項を実施するため、必要な法令を制定することについて規定しました。

中央教育審議会 (平成20年2月19日)

新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～(答申の概要)

平成17年6月の諮問「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」を受けて審議を開始。平成18年12月の教育基本法改正による「生涯学習の理念」(第3条)、「家庭教育」(第10条)、「社会教育」(第12条)、「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力」(第13条)等の規定の充実に踏まえた提言となっている。

<第1部> 今後の生涯学習の振興方策について

1. 生涯学習の振興への要請—高まる必要性と重要性

○総合的な「知」が求められる時代—社会の変化による要請

社会の変化に対応していくためには、自ら課題を見つけ考える力、柔軟な思考力、身に付けた知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力及び他者との関係を築く力に加え、豊かな人間性等を含む総合的な「知」が必要となる。また、その他、自立した個人やコミュニティ(地域社会)の形成への要請、持続可能な社会の構築への要請等を踏まえ、生涯学習振興の必要性が高まっている。

2. 社会の変化や要請に対応するために必要な力

○次代を担う子どもたちに必要な「生きる力」

子どもたちに必要とされる「生きる力」は学校教育のみならず、実社会における多様な体験等と相まって伸長していくもの。子どもたちが学校の内外で、その発達段階に応じて「生きる力」を育むことができるような環境づくりが求められている。

○成人に必要な変化の激しい時代を生き抜くために必要な力

成人についても、変化の激しい社会を、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身に付けることができるよう、生涯にわたって学習を継続でき、その成果を適切に生かせる環境づくりが求められている。

3. 目指すべき施策の方向性

○国民一人一人の生涯を通じた学習の支援—国民の「学ぶ意欲」を支える ～「個人の要望」を踏まえるとともに「社会の要請」を重視～

- ・今後必要とされる力を身に付けるための学習機会の在り方についての検討
子どもたちの学校教育外の学習の在り方について、「生きる力」を身に付ける上で、より効果的・効率的な社会教育のプログラムの在り方等について検討。成人についても、社会の変化に対応できる総合的な力について検討。
- ・多様な学習機会の提供及び再チャレンジが可能な環境の整備
「学び直し」や新たな学びへの挑戦、学習成果を生かすことが可能な環境を整備。
- ・学習成果の評価の社会的通用性の向上
民間事業者が提供する学習機会について、その学習内容や学習成果等の質の保証や評価を行う方策や、行政と民間事業者との連携方策等について検討。

○社会全体の教育力の向上—学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

- ・社会全体の教育力向上の必要性
子どもの「生きる力」や、変化の激しい社会を生き抜くための成人の力を育成するための環境づくりに社会全体で取り組むことが必要。
- ・地域社会全体での目標の共有化
どのような仕組みをつくってその教育力を向上させていくのか等について、地域社会の各関係者が、当該地域社会におけるニーズを踏まえ目標を共有化することが必要。
- ・連携・ネットワークと行政機能に着目した新たな行政の展開
ネットワークを構築することにより、必要としている者に行き届くきめ細かい対応をすること及び必要とされる場所に「出向いていく」行政を推進することが必要。

4. 具体的方策

○国民一人一人の生涯を通じた学習の支援—国民の「学ぶ意欲」を支える

- ①今後必要とされる力を身に付けるための学習機会の在り方についての検討
 - ・子どもの学校教育外の学習や活動プログラム等の在り方の検討
- ②多様な学習機会の提供、再チャレンジが可能な環境の整備
 - ・社会教育施設等を活用した多様な学習の場の充実
 - ・相談体制の充実
 - ・情報通信技術の活用
 - ・再チャレンジ支援
 - ・学習成果を生かす機会の充実
- ③学習成果の評価の社会的通用性の向上
 - ・履修証明制度等の活用
 - ・多様な教育サービスの在り方やそのための質保証の在り方の検討

○社会全体の教育力の向上—学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

- ・身近な地域における家庭教育支援基盤の形成等
- ・家庭教育を支援する人材の養成
- ・学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進（学校支援地域本部、放課後子どもプラン）
- ・学校・家庭・地域を結ぶPTA活動の充実
- ・地域の教育力向上のための社会教育施設の活用
- ・大学等の高等教育機関と地域の連携

5. 施策を推進する際の留意点

○「個人の要望」と「社会の要請」のバランスの視点

○「継承」と「創造」等を通じた持続可能な社会の発展を目指す視点

○連携・ネットワークを構築して施策を推進する視点

<第2部> 施策を推進するに当たっての行政の在り方

1. 基本的な考え方

○これまでの生涯学習の振興方策等について—基本的な検討課題

- ・生涯学習、社会教育、学校教育の関係等について概念の整理が必要
- ・社会教育行政の大きな役割等に応じていくためには、社会教育を専門とする人材や施設等の在り方について検討が必要
- ・「社会の要請」について検討が必要
- ・学習成果の評価の方策について検討が必要
- ・改正教育基本法を踏まえた生涯学習振興行政・社会教育行政の見直しについて検討が必要

○生涯学習の理念等についての基本的考え方

- ・社会教育行政や学校教育行政、首長部局において実施される生涯学習に資する施策等を総合的に調和・統合させるための行政が、生涯学習の理念を実現させるための生涯学習振興行政の固有の領域であること
- ・生涯学習振興行政において社会教育行政は中核的な役割を担うこと 等

2. 今後の行政の在り方—生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

○国、都道府県及び市町村の任務の在り方等

教育基本法の改正を踏まえ、教育委員会の新たな役割の明確化（学校支援活動や家庭教育支援等）

○社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方

公民館・図書館・博物館の運営状況に関する評価及び改善、情報提供に関する規定の整備等に関する機能の活性化

○生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方

司書及び学芸員等の資格要件の見直しと研修に関する規定の整備等による社会教育に係る専門職員の資質向上

○NPO、民間事業者等と行政の連携の在り方

地域の実態等に応じた積極的な連携、民間団体の情報収集や活動内容に関するデータベースの整備

○地方公共団体における体制について

教育委員会と首長との関係、社会教育関係団体に対する補助金交付に関する地域の実情に応じた手続きの弾力化

○国の教育行政の在り方

全国的な観点からの基本的な方針等の策定、横断的な「機能」に対応して柔軟に連携を支援する仕組みの検討等

答申の主なポイント

社会の変化に対応した
総合的な知の必要性

地域の社会構造の変化

教育基本法の改正

「生涯学習の理念」(第3条)、「家庭教育」(第10条)、
「社会教育」(第12条)、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」(第13条)

新しい時代に対応した自立した個人や地域社会の形成に向けた
生涯学習振興・社会教育の必要性・重要性

学習成果の活用

国民一人一人の生涯を通じた 学習への支援

個人の要望 + 社会の要請

- 変化に対応し、社会を生き抜く力
（「生きる力」等）の育成
－学校外の活動プログラムの検討の充実
- 多様な学習機会、再チャレンジ可能な
環境の整備、相談体制の充実
－生涯学習プラットフォームの形成
- 学習成果の評価の通用性向上
－検定試験の質保証の仕組みの検討 等

「知の循環型社会」の構築

社会全体の教育力の向上

学校 + 家庭 + 地域

～地域の課題・目標の共有化～

- 身近な地域における家庭教育支援
－きめ細かな学習機会・情報の提供、相談対応
- 学校を拠点に地域ぐるみで子どもの
教育を行う環境づくり
－学校支援の仕組みづくり、放課後の居場所づくり
- 社会教育施設等のネットワーク化
－公民館、図書館、博物館等の活用
- 大学等との連携 等

新たな学習の需要

新たな施策

<制度>

○社会教育関係三法の改正

- ・教育委員会の新たな役割の明確化(学校支援活動や家庭教育支援等)
- ・司書及び学芸員等の資格要件の見直しと研修の充実 等

<事業による仕組みづくり>

○地域ぐるみで子どもの教育を行う環境づくり

- ・放課後子どもプラン、学校支援地域本部事業の推進

○学習成果の評価の仕組みづくり

- ・民間事業者が行う検定試験等に関する評価の客観性や質を担保する新たな仕組みづくり 等

教育振興基本計画 (平成20年7月1日閣議決定)

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

基本的方向

1

社会全体で教育の向上に取り組む

身近な場所での子育て等の支援

誰もが身近な場所で、地域ぐるみの子育て支援や教育支援を受けたり、こうした活動に参加したりすることができるようにします

身近な場所での学習機会の充実

学習者が身近な場所で、そのニーズに応じた学習機会を得ることができるよう、大学等における学習機会を確保します

1 学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させます

- 主な取組**
- ◆ 広く全国の中学校区で「学校支援地域本部」など、地域ぐるみで学校を支援子どもたちを広くも活動を推進します
 - ◆ コミュニティ・スクールの設置促進、地域の実情に応じた学校選択制、教育効果を高めるための学校の適正配置など、家庭・地域と一体となって学校の活性化に向けた取組を進めます
 - ◆ 広く全国の小学校区で「放課後子どもプラン」など、放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくりを推進します

2 家庭の教育力の向上を図ります

- 主な取組**
- ◆ 子育て経験者、民生委員や保健師などの専門家が連携し、チームを構成し支援するなど、身近な地域において、きめ細かな家庭教育支援が実施されるように促します
 - ◆ 幼稚園、保育所や認定こども園を活用した、保護者同士の交流、子育てに関する相談・助言など子育て支援を促します

3 人材育成に関する社会の要請に応えます

- 主な取組**
- ◆ 小学校段階からのキャリア教育、特に中学校を中心とした職場体験活動や普通科高等学校での取組を推進します
 - ◆ 専門高校等における職業教育や、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成を推進します
 - ◆ 産業界・地域社会との連携による人材育成を強化します

4 いつでもどこでも学べる環境をつくります

- 主な取組**
- ◆ 地域における住民の学習活動の拠点となるよう、図書館・博物館等の活動を支援します
 - ◆ 公民館等の社会教育施設を「地域の学習拠点」として機能するように促します
 - ◆ 成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%とすることを目指し、地域における身近なスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブなどの取組を支援します

個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、
社会の一員として生きる基盤を育てる

確かな学力を身に付けた子どもを育成

世界トップの学力水準を目指し、国際的な学力調査等において、学力の高い層の割合を増やすとともに、学力の低い層の底上げを図り、その割合を減少させます

規範意識、生命の尊重、他者への思いやりなどを培うとともに、法やルールを遵守し、適切に行動できる人間を育成

「学校のきまりを守っている」「学校生活が充実している」「落ち着いて授業を受けることができる」と感じている子どもを増やします

生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成

長期的に低下傾向にある子どもの体力を上昇傾向に転じさせ、昭和60年頃の水準への回復を目指します

1 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立します

主な取組

- ◆授業時数や指導内容を増加する新学習指導要領の円滑な実施を図るため、教職員定数の在り方、算数・数学、理科の補助教材の作成・配布などの条件整備について検討します。特に小学校の外国語活動や、中学校における武道必修化、理科の観察・実験等の活動の充実に伴う施設・設備の整備等を支援します
- ◆学校段階間の円滑な連携・接続の取組の検討など総合的な学力向上策を実施するとともに、教科書の質・量の改善を図ります
- ◆全国学力・学習状況調査を継続実施するとともに、その結果を活用した学校改善への支援等を行います

2 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育成します

主な取組

- ◆道徳教育の充実に向けて、指導方法・指導体制等に関する研究や、教材の国庫補助制度等を検討します
- ◆伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する観点から、伝統・文化等に関する教育を推進します
- ◆全国体力・運動能力等調査を実施するとともに、体力向上の取組を推進します
- ◆いじめ等に対する取組を推進するとともに、不登校の子ども等の教育の機会について支援を行います
- ◆自然体験活動や集団宿泊体験など、様々な体験活動や読書活動を推進します
- ◆栄養教諭を中核として、学校における食育を推進します

3 教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくります

主な取組

- ◆メリハリのある教員給与体系を推進します
- ◆教職員配置の適正化や外部人材の積極的な活用など、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくります
- ◆教員養成・研修等を推進するとともに、教員免許更新制の円滑な実施などの教員の資質向上を推進します
- ◆指導が不適切な教員に対して厳格な人事管理の実施を促します

4 教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立します

主な取組

- ◆教育委員会の責任体制の明確化を図るとともにその体制の充実を促します
- ◆副校長、主幹教諭、指導教諭という新しい職の設置等による学校の組織運営の改善を促します
- ◆学校評価システムを充実し、その結果に基づく学校運営の改善を促します

5 幼児期における教育を推進します

主な取組

- ◆認定こども園の認定件数2,000件以上を目指すなど、幼児教育を受けられる機会の提供を推進します
- ◆幼児教育の無償化の検討を含め保護者負担の軽減策を充実します

6 特別なニーズに対応した教育を推進します

主な取組

- ◆特別支援教育、外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育を推進します

教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、
社会の発展を支える

学士課程の学習成果として共通に求められる能力を養成

学士課程の学習成果内容等の明確化や厳格な成績評価の導入等大学教育の質を確保するための枠組みを構築します

「知」の創造・継承・発展に貢献できる人材を育成

国際的な競争力・存在感を備える教育研究拠点を各分野において形成することを目指し、大学における組織的な取組を推進します

大学の連携等を通じた地域再生への貢献

地域再生の核の形成を目指し、大学等における組織的な取組を推進します

1 社会の信頼に応える学士課程教育等を実現します

主な取組

- ◆ 学士課程で身に付ける学習成果（「学士力」）の達成等を目指し、各大学等において教育内容・方法を改善するとともに、卒業認定も含めた厳格な成績評価システムが導入されるよう支援します
- ◆ 各大学等が入学者受入方針の明確化を図りつつ、高等学校段階の学習成果を適切に評価する大学入試の取組を促すなど、高等学校と大学との接続の円滑化を図ります

2 世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化します

主な取組

- ◆ 世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成を目指し150拠点程度を重点的に支援するとともに、大学院における組織的・体系的な優れた教育の取組を促します
- ◆ 若手研究者が活躍できるようにテニュア・トラック制の導入や女性研究者等が活躍できるよう、研究と出産・育児等の両立のための仕組みを導入します

3 大学等の国際化を推進します

主な取組

- ◆ 2020年の実現を目標とした「留学生30万人計画」を関係府省が連携して計画的に推進します
- ◆ 大学等の国際活動の充実を図ります

4 国公立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援します

主な取組

- ◆ 複数の大学間の連携による多様で特色ある戦略的な取組を支援します
- ◆ 生涯を通じて大学等で学べる環境づくりを通じて、大学等における社会人受け入れを促します

5 大学の質の向上・保証を推進していきます

主な取組

- ◆ 教員組織、施設・設備等に関して大学設置基準等の見直しを行うとともに事前評価の的確な運用を進めます。
- ◆ 大学等と評価機関が行う効率的な評価方法の開発を促すとともに、認証評価等の大学評価を推進します

6 大学等の教育研究を支える基盤を強化します

主な取組

- ◆ 大学等における基盤的経費を確実に措置するとともに、科学研究費補助金等の競争的資金等を拡充し、科学技術研究費補助金の間接経費30%措置をできるだけ早期に実現します
- ◆ 大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化を支援します

子どもたちの安全・安心を確保するとともに、
質の高い教育環境を整備する

安全・安心な教育環境の整備

子どもたちが安全・安心で質の高い学校施設や
教育環境で学ぶことができるようにします

教育の機会均等の確保

能力があるにもかかわらず経済的理由によって
修学が困難な者の教育の機会を確保される社
会が実現します

1 安全・安心な教育環境を実現します

主な取組

- ◆大規模な地震が発生した際に倒壊等の危険性の高い小・中学校等施設(約1万棟)について優先的に耐震化を支援するなど、学校等の教育施設の耐震化等の安全・安心な施設環境を構築します
- ◆スクールガードリーダーを小学校5校に1人程度の割合の配置を目指すなど地域のボランティア等と連携による学校内外の安全確保に関する取組を推進します

2 質の高い教育を支える環境の整備を行います

主な取組

- ◆「学校図書館図書整備5か年計画」に基づく学校図書館資料の充実や司書教諭の配置など学校図書館の整備を推進します
- ◆平成22年度までに、校内LAN整備率100%、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数3.6人、超高速インターネット接続率100%、校務用コンピュータ教員1人1台の整備、すべての教員がICTを活用して指導できるようになることを目指すとともに、平成23年の地上デジタル対応など学校の情報化を充実します

3 私立学校の教育研究を振興します

主な取組

- ◆教育条件の維持向上、私立学校に在学する幼児から学生までに係る修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全化の向上のため、私学助成その他の総合的支援を行います
- ◆世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成への支援などを行う中で私立学校における教育研究を振興します
- ◆学校法人の自主的な経営改善努力を促すため、経営相談や経営分析を通じた指導・助言などの支援を行います

4 教育の機会均等を確保します

主な取組

- ◆教育の機会均等の観点から、奨学金事業等を推進します
- ◆学生等に対するフェローシップ等の経済的支援を推進します
- ◆民間からの資金の受入促進等のために、税制上の措置の活用を促すなどの取組を推進します

社会教育法等の一部を改正する法律の概要

(社会教育法、図書館法及び博物館法の一部改正)

趣旨

教育基本法の改正を踏まえ、社会教育行政の体制の整備等を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備する。

概要

I 教育基本法の理念の継承と生涯学習の推進等

- 教育基本法において生涯学習の理念が明示されたこと等を踏まえ、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務に関する規定を整備する。(社会教育法)
- 教育委員会の事務に、地域住民等による学習の成果を活用した学校等における教育活動の機会の提供を追加するとともに、これに関連して社会教育主事の職務に関する規定を改正する。(社会教育法)
- 教育委員会の事務に、主に児童生徒に対し、放課後・休日に学校等を利用して学習等の機会を提供する事業に関する事務を追加する。(社会教育法)
- 家庭教育に関する情報の提供について、教育委員会の事務に関する規定を改正する。(社会教育法)
- 図書館及び博物館が行う事業に、学習の成果を活用して行う教育活動の機会を提供する事業を追加する。(図書館法、博物館法)

II 社会教育施設の運営能力の向上

- 公民館、図書館及び博物館は、その運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供に努めるものとする。(社会教育法、図書館法、博物館法)

III 専門職員の資力の向上と資格要件の見直し

- 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び学芸員等の研修を行うよう努めるものとする。(図書館法、博物館法)
- 社会教育施設等における一定の職に3年以上あったことを、社会教育主事、司書及び学芸員の資格を得るために必要な実務経験として評価できるようにする。(社会教育法、図書館法、博物館法)
- 司書及び司書補に係る資格要件の見直しを行う。(図書館法)
 - ・ 司書となる資格を得るために大学において履修すべき図書館に関する科目を、文部科学省令で定める(※)。
 - ・ 高等学校卒業者のほか、高卒認定試験の合格者等の大学入学資格を有する者も、司書補となる資格を有することとする。

IV その他

- 地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付する際に事前に意見を聴取すべき機関について、社会教育委員を置いていない場合は、社会教育に係る補助金の交付について調査審議する審議会等に代えることができることとする。(社会教育法)

施行期日

公布の日(平成20年6月11日)(ただし、(※)については平成22年4月1日)

○富山県生涯学習カレッジ条例

昭和 63 年 7 月 2 日
富山県条例第 22 号

富山県生涯学習カレッジ条例を公布する。

富山県生涯学習カレッジ条例

富山県生涯学習センター条例(昭和 56 年富山県条例第 4 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、富山県生涯学習カレッジの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 県民に自主的な生涯学習活動の機会と場所を提供し、もつて生涯学習の振興に資するため、富山県生涯学習カレッジ(以下「生涯学習カレッジ」という。)を設置する。

2 生涯学習カレッジは、本部及び地区センターをもつて構成する。

3 地区センターは、富山県立高等学校(以下「県立高等学校」という。)に併設されるものとする。

(平 12 条例 49 ・一部改正)

(名称及び位置)

第 3 条 本部は、富山県生涯学習カレッジ本部と称し、富山市に置く。

2 地区センターの名称及び位置並びに地区センターを併設する県立高等学校の名称は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 | 地区センターを併設する県立高等学校の名称 |
|-------------------------|------|----------------------|
| 富山県生涯学習カレッジ 新川地区センター | 魚津市 | 富山県立新川みどり野高等学校 |
| 富山県生涯学習カレッジ 高岡地区センター | 高岡市 | 富山県立志貴野高等学校 |
| 富山県生涯学習カレッジ 砺波地区センター | 小矢部市 | 富山県立となみ野高等学校 |

(平 12 条例 49 ・全改、平 15 条例 63 ・一部改正)

(事業)

第 4 条 本部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習に関する情報を収集し、及び提供すること。
 - (2) 生涯学習に関する調査研究を行うこと。
 - (3) 生涯学習に関する全県的又は先導的な講座を企画し、及び立案すること。
 - (4) 生涯学習に関する技術的及び専門的な知識、資料等を地区センターに提供すること。
 - (5) 生涯学習に関する指導者を育成すること。
 - (6) 生涯学習関係団体との連絡調整を図ること。
 - (7) 生涯学習に関する事業を放送により行うこと。
 - (8) 映像資料を収集し、及び提供すること。
 - (9) 視聴覚教材を制作すること。
 - (10) 映像センター及び学習室を利用に供すること。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習カレッジの設置の目的を達成するために必要な事業
- 2 地区センターは、富山県教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)で定める区域において、次に掲げる事業を行う。
- (1) 生涯学習に関する情報を提供すること。
 - (2) 生涯学習に関する相談に応ずること。
 - (3) 生涯学習に関する講座を開設すること。
 - (4) 生涯学習に関し、併設する県立高等学校との連携協力を図ること。

- (5) 生涯学習関係団体との連絡調整を図ること。
- (6) 学習室を利用に供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習カレッジの設置の目的を達成するために必要な事業

(平 5 条例 31・平 12 条例 49・一部改正)

(職員)

第 5 条 生涯学習カレッジに、事務職員その他の所要の職員を置く。

(利用の制限)

第 6 条 富山県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、生涯学習カレッジの管理上支障があると認めるときは、その利用を制限することができる。

(平 12 条例 49・一部改正)

(運営会議)

第 7 条 生涯学習カレッジの運営に関する基本的事項を調査審議するため、富山県民生涯学習カレッジ運営会議(以下この条において「カレッジ運営会議」という。)を置く。

2 カレッジ運営会議は、委員 15 人以内で組織する。

3 カレッジ運営会議の委員は、生涯学習に関し優れた識見を有する者及び公共的団体等を代表する者のうちから、教育委員会が任命する。

(平 12 条例 49・追加)

第 8 条 地区センターの運営に関する基本的事項を調査審議するため、各地区センターごとに、地区センター運営会議を置く。

2 地区センター運営会議は、委員 15 人以内で組織する。

3 地区センター運営会議の委員は、生涯学習に関し優れた識見を有する者、公共的団体等を代表する者及び地区センターを併設する県立高等学校の関係者のうちから、教育委員会が任命する。

(平 12 条例 49・追加)

(教育委員会規則への委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平 12 条例 49・旧第 7 条線下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

(平 12 条例 49・旧附則・一部改正)

(事業実施の特例)

2 本部は、当分の間、第 4 条第 1 項各号に掲げる事業のほか、同条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事業を行うことができる。

(平 12 条例 49・追加)

附 則(平成 5 年条例第 31 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 49 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定及び附則の改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 63 号)

この条例は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

○富山県生涯学習カレッジ条例施行規則

昭和 63 年 10 月 1 日
富山県教育委員会規則第 9 号

富山県生涯学習カレッジ条例施行規則を次のように定め、公布する。

富山県生涯学習カレッジ条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山県生涯学習カレッジ条例(昭和 63 年富山県条例第 22 号。以下「条例」という。)の施行に関し、他の規則で定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(平 11 教委規則 15・平 12 教委規則 16・一部改正)

(利用時間)

第 2 条 富山県生涯学習カレッジ(以下「生涯学習カレッジ」という。)の利用時間は、次に定めるとおりとする。ただし、富山県生涯学習カレッジ学長(以下「学長」という。)は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ富山県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に届け出て、臨時にこれを変更することができる。

(1) 本部の利用時間は、次のとおりとする。

ア 月曜日及び水曜日から土曜日まで(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。) 午前 9 時から午後 7 時まで

イ 日曜日及び休日 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 新川地区センター及び砺波地区センターの利用時間は、次のとおりとする。

ア 月曜日及び水曜日から土曜日まで 午前 9 時から午後 7 時まで

イ 日曜日 午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 高岡地区センターの利用時間は、次のとおりとする。

ア 月曜日から土曜日まで 午前 9 時から午後 8 時まで

イ 日曜日及び休日 午前 9 時から午後 5 時まで

(平 12 教委規則 6・平 12 教委規則 16・平 15 教委規則 13・平 16 教委規則 1・一部改正)

(休所日)

第 3 条 生涯学習カレッジの休所日は、次に定めるとおりとする。ただし、学長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ、教育委員会に届け出て、休所日以外の日に休所し、又は休所日に開所することができる。

(1) 本部の休所日は、次のとおりとする。

ア 火曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日)及び休日の翌日

イ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

(2) 新川地区センター及び砺波地区センターの休所日は、次のとおりとする。

ア 火曜日及び休日

イ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

(3) 高岡地区センターの休所日は、次のとおりとする。

ア 毎月第 4 月曜日

イ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

(平 12 教委規則 6・平 12 教委規則 16・平 15 教委規則 13・平 16 教委規則 1・一部改正)

(所管区域)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項で定める区域は、おおむね次のとおりとする。

| 名称 | 所管区域 |
|----|------|
|----|------|

| | |
|---------------------|--------------|
| 富山県生涯学習カレッジ新川地区センター | 魚津市 黒部市 下新川郡 |
| 富山県生涯学習カレッジ高岡地区センター | 高岡市 氷見市 射水市 |
| 富山県生涯学習カレッジ砺波地区センター | 砺波市 小矢部市 南砺市 |

(平 12 教委規則 16・追加、平 15 教委規則 13・平 16 教委規則 9・平 17 教委規則 26・一部改正)
(運営会議)

第 5 条 富山県生涯学習カレッジ運営会議(以下この条において「カレッジ運営会議」という。)の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 カレッジ運営会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理し、カレッジ運営会議を代表する。

5 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、カレッジ運営会議の運営に関し必要な事項は、会長がカレッジ運営会議に諮って定める。

(平 12 教委規則 16・追加)

(地区センター運営会議)

第 6 条 前条の規定は、地区センター運営会議について準用する。

(平 12 教委規則 16・追加)

(細則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、生涯学習カレッジの管理その他必要な事項は、別に定める。

(平 12 教委規則 16・旧第 4 条線下・一部改正)

附 則

この規則は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年教委規則第 15 号)

この規則は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 6 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 16 号)

1 この規則は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行後最初に任命される富山県生涯学習カレッジ運営会議の委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。

3 前項の規定は、地区センター運営会議の委員の任期について準用する。

(富山県映像センター規則の一部改正)

4 富山県映像センター規則(平成 11 年富山県教育委員会規則第 16 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 15 年教委規則第 13 号)

この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年教委規則第 1 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年教委規則第 9 号)

この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年教委規則第 26 号)

この規則は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

多様な学習活動の支援

①富山県民生涯学習カレッジの概要

本県では、県民一人一人が生涯を通じて楽しく学び、学習成果を生かして自己実現を図る、ふれあい豊かで活力ある社会の創造をめざしています。富山県民生涯学習カレッジ（愛称：県民カレッジ）は、昭和 63（1988）年の開学以来、24 時間稼働の生涯学習情報システム「とやま学遊ネット」の運用、ハイビジョン学習室を備えた映像センターの開設、県民自らが企画し受講者とともに運営する「自遊塾」など多様な学習機会の提供、ボランティア指導者として必要な知識・技術の習得を支援する「はつらつ学びのリーダー育成事業」など、広域的で先導的な生涯学習事業を実施しています。

(1) 県民カレッジのあゆみ

| 年 | 県民カレッジの歩み | 備考 |
|-------|---|--|
| 昭和 63 | <ul style="list-style-type: none"> ・富山県民生涯学習カレッジ開学(10 月) ・県民カレッジ友の会「雷鳥会」に名称変更(10 月) ・富山県生涯学習団体協議会発足(11 月) ・「連携講座」開始 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国初のコミュニティカレッジ ・県民大学校友会の会「雷鳥会」より ・全国に先駆けて実施 |
| 平成 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・とやま学遊ネット開通(10 月) | <ul style="list-style-type: none"> ・全国初の生涯学習情報提供システム |
| 平成 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民カレッジ映像センター開設、ハイビジョン学習室等完成(6 月) ・学習サロンを新設 | |
| 平成 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 6 回全国生涯学習フェスティバル(まなびピアとやま'94)開催(10 月) | |
| 平成 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民カレッジ「自遊塾」開始 | <ul style="list-style-type: none"> ・先進的な講座を本格的に実施 |
| 平成 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット市民塾の産官学の共同研究を開始 ・生涯学習メニューブック発行 ・県民カレッジ開学 10 周年記念式典(10 月) | <ul style="list-style-type: none"> ・全国初のインターネットを活用した在宅学習システム |
| 平成 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・映像センター課内に「富山県映像センター」設立 | |
| 平成 13 | <ul style="list-style-type: none"> ・新川地区、砺波地区センターの設置(1 月) | <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習校に地区センターを併設 |
| 平成 14 | <ul style="list-style-type: none"> ・富山インターネット市民塾推進協議会設立(5 月) | |
| 平成 15 | <ul style="list-style-type: none"> ・新「とやま学遊ネット」稼働(4 月) | |
| 平成 16 | <ul style="list-style-type: none"> ・高岡地区センターの設置(1 月) | |
| 平成 18 | <ul style="list-style-type: none"> ・「布橋大灌頂～立山信仰と女人救済儀式～」が第 4 回全国地域映像コンクールで「グランプリ」受賞 | |
| 平成 19 | <ul style="list-style-type: none"> ・「はつらつ学びのリーダー育成事業」開始 | |
| 平成 20 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民カレッジ 20 周年記念フェスティバル開催 | |

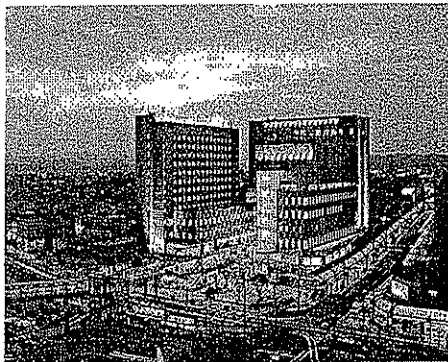
(2) 県民カレッジの 5 つの機能

- ①学習情報を収集・提供し、学習相談に応じます。
- ②多彩な学習機会を提供します。
- ③映像で学習を支援します。
- ④学習交流や成果の発表を支援します。
- ⑤生涯学習についての調査・研究を行います。

(3) 富山県民生涯学習カレッジ本部及び地区センターの位置及び利用時間

| 名 称 | 位 置 | 利用時間 |
|-----------------------------|--|---------------------------------|
| カレッジ本部 (昭和 63 年 10 月設置) | 富山市舟橋北町 7-1 教育文化会館内 | 月、水～土 9 時～19 時 日、祝日 9 時～17 時 |
| 新川地区センター (平成 13 年 1 月設置) | 魚津市木下新 144 (県立新川みどり野高校に併設) | 月、水～土 9 時～19 時 日 9 時～17 時 |
| 高岡地区センター (平成 16 年 1 月設置) | 高岡市末広町 1-7 ウィング・ウィング 高岡内 (県立志貴野高校に併設) | 月～土 9 時～20 時 日、祝日 9 時～17 時 |
| 砺波地区センター (平成 13 年 1 月設置) | 小矢部市清水 95-1 (県立となみ野高校に併設) | 月、水～土 9 時～19 時 日 9 時～17 時 |

県内 4 地区に分ける広域学習圏



高岡地区の生涯学習の拠点ウィング・ウィング 高岡



(4) 県民カレッジ講座概要

| | | | |
|---------------------------------|--|--|--|
| 県 民 カ レ ジ 講 座 | 主 催 講 座 | 夏季講座 (本部) | 各分野の著名な講師から学ぶ大型連続講座 |
| | | 人間探究講座 (新川、高岡、砺波) | 生き方や考え方、ふるさと等について学びを深める講座 |
| | | 自遊塾 (本部、新川、高岡、砺波) | 公募した県民教授がボランティア講師として運営する講座 |
| | | 映像制作講座 (本部) 映像制作セミナー 著作権講座 ビデオ教材制作研修会 | ビデオ撮影や編集の技術、著作権を学ぶ講座 |
| | | はつらつ学びのリーダー育成講座 (本部、高岡) はつらつ特別講演会 はつらつ学びのリーダー育成セミナー | 県民の学習活動を支えるボランティア指導者を養成 |
| | | センター講座 (新川、高岡、砺波) | 地域の特色を生かした地区センターオリジナルの講座 |
| | | 特別講座 (新川、高岡、砺波、雄峰高校) | 生涯学習校の授業の一部を高校生と共に学ぶ講座 |
| | | 委 託 講 座 等 | 学習団体講座 (県生涯学習団体協議会) 教養講座 08 セミナー |
| | 学校開放講座 (県立学校 4 校) | | 県立学校に委託して、学校施設を地域の皆さんに開放して行う講座 |
| 連 携 講 座 | 国、県、市町村、高等教育機関、公的機関、民間企業など各実施機関と協議のうえ開設 (本部、新川、高岡、砺波) | | |

◇ 県民カレッジ新川地区センター事業概要（平成19年度実績）

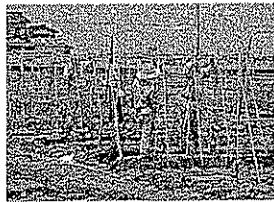
県民カレッジ地区センターは、定時制単位制の「県立新川みどり野高校」に併設されています。高校生と社会人が共に学ぶ全く新しいタイプの施設で、地域のみなさんの生涯学習の拠点として、様々な学習活動の支援・相談・提供などの学習サービスを行っています。

<主な開設講座及び活動内容>

- ・センター講座（4講座、124人）
「夏休み親子自然探検」化石の不思議探検（1講座 42名）
水辺の生き物不思議探検（1講座 46名）
「とやまの食文化入門」（1講座 20名）
「家庭菜園入門」（1講座 16名）



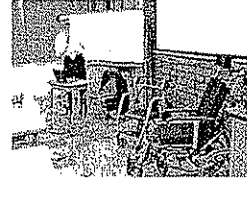
「とやまの食文化入門」



「家庭菜園入門」

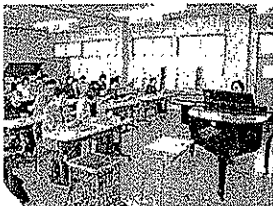


（水辺の生き物不思議探検）



「人間探究講座」

- ・人間探究講座（2講座 91人）
産業・経済コース「産業や経済の動向と今後の暮らし」
人文・社会コース「新・新川学2007」
- ・特別講座（前期17講座、通年5講座、後期17講座、全39講座 450人）
「陶芸教室」「介護技術入門」「マイソング」ほか
- ・新川みどり野高校開放講座（5講座 35人）「点字入門」「魚津の祭り」ほか
- ・自遊塾（3講座 63人）「名山を楽しむ」「デジカメ写真を楽しもう」ほか
- ・教養講座（1講座 88人）「ふるさとに学ぶ」
- ・新川キャンパスフェスティバルの開催
10月27日（土）9:20～15:30 ステージ発表、展示、販売、コンサートなど
- ・カレッジメイト（カレッジ運営補助ボランティア）の活動支援・育成（14名）
- ・情報ボランティア（特別講座「パソコン入門」の指導補助、3名）
- ・学習情報の収集、整理



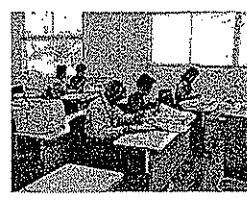
「特別講座（マイソング）」



「新川みどり野高校開放講座」



「キャンパスフェスティバル」



「カレッジメイト」

◇県民カレッジ高岡地区センター事業概要（平成19年度実績）

高岡地区センターについて

県民カレッジ高岡地区センターは、定時制単位制の「志貴野高校」に併設され、社会人と高校生が共に学ぶ施設です。高岡地区の生涯学習の拠点として、JR高岡駅前の複合ビル「ウイング・ウイング高岡」内の高岡市生涯学習関連諸施設等と連携しながら、講座の開設と提供・学習相談・学習支援等のサービスを行っています。

| | | | |
|--------------------|------------------------|---|--|
| 講座開設 及び 講座提供 | センター講座 (2時間5回) | 前期 | ・「あなたを待っている郷土の美術館・博物館」23名 ・「健康な暮らしにチャレンジ」40名 |
| | | 後期 | ・「健康をサポートする「食育」を考える」49名 ・「暮らしに役立つ金融と経済」45名 |
| | 人間探究講座 (2時間6回) | 前期 | ・「高岡学 -開町400年を間近にして-」(人文・社会)50名 ・「みんなで防災」(科学・自然)48名 |
| | | 後期 | ・「続 高岡学 -開町400年を間近にして-」(人文・社会)50名 ・「東西文化交流の先覚者たちに学ぶ」(人文・社会)50名 |
| | 自遊塾 | | ・「切り絵からカラー影絵シアターへ」11名(9回) ・「シュガークラフト～スイーツを彩る砂糖のアート～」9名(6回) ・「家庭でできるツボ療法」8名(8回) |
| | 特別講座 | | 全29講座(通年23講座、前期2講座、後期4講座) 志貴野高校の授業(科目履修)155名 |
| 教養講座 | | 高岡地区生涯学習団体協議会に委託した講座(2時間10回) テーマ「新たな出会いや夢を求めて」107名 | |
| 連携協力 | 志貴野高校 | 広報・特別講座・ウイング・ウイング祭・社会教育事業等で連携協力 | |
| | 市町村 | 広報・連携講座・ウイング・ウイング祭・社会教育事業等で連携協力 | |
| | 各機関 | 広報・連携講座・ウイング・ウイング祭等で連携協力 | |
| | 生涯学習団体 | 高岡地区生涯学習団体協議会・雷鳥会等との連携協力 | |
| | ウイング・ウイング祭 学遊祭 | 車英子&桑名シオンコンサート、生涯学習団体発表会、 自遊塾活動紹介、展示発表等(11/1~11/4) | |
| 高校文化祭 | 高校生ステージ発表、特別講座発表、展示発表等 | | |
| 学習室の 利用 | 県民カレッジ | 生涯学習に関する会合・講座・イベント等での利用 | |
| | 志貴野高校 | 生涯学習校としての利用 | |
| | 各機関・団体 | 生涯学習に関する会合・講座・イベント等での利用 | |



健康な暮らしにチャレンジ(センター講座)



カレッジメイトによる講座案内の配布作業

◇県民生涯学習カレッジ砺波地区センター事業概要（平成19年度実績）

(1) 砺波地区センターとは

県民カレッジ砺波地区センターは、定時制単位制の「となみ野高校」に併設され、社会人と高校生が共に学ぶ、ユニークな施設です。砺波地区を中心に、生涯学習の情報発信拠点として、学習活動の支援・相談・提供などの学習サービスを行っています。

(2) 砺波地区センター四つの柱

①まなびの場…地域に密着した魅力ある講座

地域に密着した魅力ある講座（砺波学、砺波の食文化、郷土料理など）や興味・関心の高い講座（健康ライフ、パソコン、家庭介護）を開講しました。

②ふれあいの場…学習サロン

- ・講座の紹介や学習について、受講者の方々の相談に応じました。
- ・パソコンやビデオブースなどを備え、学習ビデオの視聴や「とやま学遊ネット」での生涯学習情報、各種イベントなどの検索ができるようにしました。

③発表の場…日頃の学習成果を発表

- ・日頃の学習成果を「となみキャンパスフェスティバル」や「学習サロン」で発表しました。

④活動の場…ボランティア活動、カレッジメイトの活躍

- ・講座の受付・運営や広報などの運営をカレッジメイトの方々に支えていただきました。

(3) 平成19年度 砺波地区センター前期・後期・通年開講講座

| 講座の種類 | 開設講座数 | 応募者数（人） | 受講者数（人） | | 1講座の回数 |
|------------|-------|---------|---------|-----|--------|
| | | | 社会人 | 高校生 | |
| 人間探究講座 | 2 | 95 | 92 | — | 6 |
| センター講座（通年） | 4 | 122 | 91 | — | 7 |
| センター講座（前期） | 1 | 9 | 8 | — | 8 |
| センター講座（後期） | 1 | 4 | 4 | — | 8 |
| 特別講座（通年） | 14 | 276 | 166 | 71 | 23～27 |
| 特別講座（前期） | 9 | 109 | 91 | 62 | 6～12 |
| 特別講座（後期） | 1 | 83 | 72 | 26 | 6～15 |
| 教養講座 | 1 | 95 | 95 | — | 10 |
| 自遊塾 | 4 | 43 | 43 | — | 6～10 |

(4) 主な開設講座

①センター講座

大学教授や専門家を迎え土・日曜日に開講。本年度は、「豊かな健康ライフ」、「砺波の食文化」、「世界の文化に親しもう」、「知って得するアラカルト」の通年講座と、「弓道教室」前・後期を開講。

②人間探究講座

大学教授や専門家による今日的課題に基づいた専門的内容の講座。前期「富山ゆかりの文芸と作家」、後期「砺波学～となみ『野』の恵みと災い～」の人文・社会コースの2講座を開講。

③特別講座

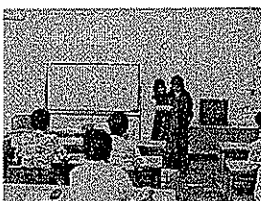
となみ野高校の授業の一部で、高校生とともに学ぶユニークな講座。「郷土料理」の前・後期、「実用書」などの通年、「みんなで歌おう」の前期のみなど、色々な期間の講座を開講。

④教養講座

砺波地区の生涯学習団体と連携して行う講座。本年度は、「地域文化を支える心と体」というテーマで、砺波地区内で10回の講座を開講。

⑤自遊塾

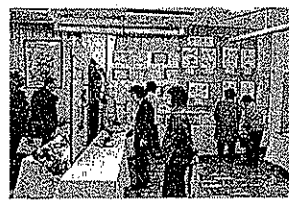
県民教授・塾生の自主企画、運営によるユニークな講座。「捨てる前に衣類を素敵に変身させてもう一度…」「発見！！埋もれた歴史と砺波郡(5)」「デジカメ写真を楽しもう」、「アナタの『食事』で健康度バージョンアップ」の4講座を、本地区センターを会場に開講。



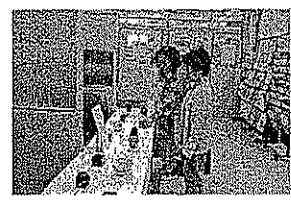
世界の文化に親しもう
（センター講座）



器楽（特別講座）



となみキャンパスフェスティバル
受講者作品展示



受講者作品鑑賞
（学習サロン内）

② 県民カレッジ本部運営事業 (県単：60,315千円)

- 1 企画費
- 2 県民カレッジ運営委託費 (富山県文化振興財団)

○夏季講座の開催 (平成19年度実績：受講者 656名) 県教育文化会館大ホール

| 開催日 | 講師 | 演題 |
|----------|-------|------------------|
| 7月18日(水) | 陰山 英男 | 学力の新しいルール |
| 7月21日(土) | 嵐山光三郎 | 「古池や蛙飛込む水の音」とは何か |

○県民カレッジ自遊塾の開催 (平成19年度実績：57講座、935名)
(講座例)

| | | |
|--|------------------------------|---------------------------|
| 雲を見て現在地の天気を予想しよう | バルーンを使って作品を作ろう | 子どもの安全を考えよう |
| コーチング・コミュニケーション入門～ Let's enjoy コーチング～ | ウォーキング冒険塾 (海拔0mから3,003mへ) | 越中の山野草と温泉を楽しもう |
| 富山の名水探検 | 旧立山街道を歩き、石仏と語ろう! | ほほえみ・スマイルパワーアップ |
| みんなで、楽しく、「群読」!Part2 | 八尾おわらの歌詞のあれこれ | 農や食を採って健康づくり |
| クラシック音楽の名曲に親しみましょう | 健康的な食生活を考える | 楽しもう!そして、伸ばそう 子どもの創造性を |
| 熟年からのツボ全体で 肩こり楽々3歳若く! | 松下幸之助に学ぶ人生哲学 | へなじーの法則で感動を呼ぶビデオをつくろう! |
| 発見!!越中国の埋もれた歴史(5)～廃藩置県までの4年間～ | 創造的問題解決の手法 | 遊び力・子ども力で大人も子どもも元気 |

○はつらつ学びのリーダー育成講座 (詳細はP43参照)

○学校開放講座の開催 (平成19年度実績：10講座、214名)

| | | | |
|------------|-------------------|--------------|-------------|
| 入善高(園芸) | 小矢部園芸高(園芸、造園) | 有磯高(環境) | 魚津工業高(パソコン) |
| 八尾高(民俗と文芸) | 伏木高(ロシア語、中国語、韓国語) | 南砺総合福光高(中国語) | |

○連携講座の推進 (平成19年度実績：4地区：36機関 155講座、5,739名)

| | | | | |
|----------------|------------|------------|--------------|-------------|
| 富山健康科学専門学校 | 富山大学 | 富山国際大学 | 放送大学富山学習センター | 富山県立大学 |
| 富山短期大学 | 富山工業高等専門学校 | 富山県大学連携協議会 | 高岡法科大学 | 富山県公文書館 |
| 富山県埋蔵文化財センター | とやま国際センター | 富山県南米協会 | 富山県花総合センター | 富山県中央植物園、 |
| 富山県国際日本海政策課 | 富山県女性財団 | 富山県社会福祉協議会 | 富山地方財務局 | 立山カルデラ砂防博物館 |
| 富山県国際健康プラザ | 南砺市園芸植物園 | 高岡市万葉歴史館 | 高岡市美術館 | 滑川市中央公民館 |
| 射水市中央公民館 | 高岡市教育委員会、 | 滑川市教育委員会 | 黒部市民病院 | 射水市陶房「匠の里」 |
| 県民カレッジ友の会「雷鳥会」 | | | | |

○県民カレッジ叢書の刊行 (平成19年度実績：1冊発刊)

「地域があなたを待っている」(瀬沼克彰) 県民カレッジ叢書 100号

※「精神開発叢書」(県民カレッジ叢書の前身) から約260冊発刊。

○生涯学習調査研究事業 (平成19年度実績：調査研究誌1冊発行)

「はつらつ学びのリーダー育成事業についてVOL1」

○生涯学習フェスティバル（学遊祭）の開催（年1回）

講座受講者ほか県民、生涯学習団体が集い、学習成果を発表し交流を深める機会

| 開催日 | 場所 | 参加者 |
|----------------|--------------|--------|
| 平成19年10月20日(土) | 県教育文化会館ホールほか | 1,800名 |

○広域学習サービス連携会議の開催

全県的な生涯学習サービスの効率的な提供を進めるため、高等教育機関、民間教育業者、市町村の連携を深める機会として4地区で開催。

市町村及び各機関の学習サービスの現状、学習成果の活用、地域への還元、異種機関との連携・交流などについて協議

| 開催地区 | 開催日 | 開催地区 | 開催日 |
|------|------------|------|-------------|
| 富山 | 平成20年6月23日 | 新川 | 平成19年12月24日 |
| 高岡 | 平成19年12月5日 | 砺波 | 平成19年12月14日 |

○学習相談サービス業務の推進（平成19年度実績：9,660件）

主な相談内容：講師の紹介、学習講座・学習メニューほか、

3 県民カレッジ人件費補助・派遣人件費補助（平成20年度4名）

③県民カレッジ地区センター運営費（県単：39,638千円）

県民カレッジ運営委託（富山県文化振興財団）（詳細はP38～P40）

○人間探究講座（平成19年度実績：8講座、受講者381名）

| コース | 講座名 | 講座名 |
|-------|-----------------------|------------------------|
| 人文・社会 | 高岡学～開町400年を間近にして～（高岡） | 続高岡学～開町400年を間近にして～（高岡） |
| | 新・新川学2007（新川） | 砺波学～とらなみ「野」の恵みと災い～（砺波） |
| | 富山ゆかりの文芸と作家（砺波） | 東西文化交流の先覚者達に学ぶ（高岡） |
| 産業・経済 | 産業や経済の動向と今後の暮らし（新川） | |
| 科学・自然 | みんなで防災（高岡） | |

○センター講座（平成19年度実績：受講者384名）

| 地区 | 期日 | 参加者 |
|----|-----|------|
| 新川 | 4講座 | 124名 |
| 高岡 | 4講座 | 157名 |
| 砺波 | 6講座 | 103名 |

○特別講座（平成19年度実績：98講座、受講者934名）

| 地区 | 期日 | 参加者 |
|----|------|------|
| 新川 | 39講座 | 450名 |
| 高岡 | 29講座 | 155名 |
| 砺波 | 24講座 | 329名 |

○地区学遊祭・キャンパスフェスティバル（平成19年度実績：3地区、参加者2,800名）

地区センター利用者と生涯学習校の生徒が日頃の学習成果を発表し、地域住民と広く交流する。

| 地区 | 期日 | 参加者 |
|----|----------------|-------|
| 新川 | 平成19年10月26～27日 | 320名 |
| 高岡 | 平成19年11月2～4日 | 2200名 |
| 砺波 | 平成19年10月27～28日 | 280名 |

県民カレッジ地区センターの現状について(H19 実績)

| 広域学習圏 | | 富山地区 | 新川地区 | 高岡地区 | 砺波地区 | | |
|----------------------|---------------|--|--|--|--|-----|-----|
| 県民カレッジ | | 本部 | 新川 | 高岡 | 砺波 | | |
| 人間探究講座 | 講座数 | 0 | 2 | 4 | 2 | | |
| | 受講者 | 0 | 91 | 198 | 92 | | |
| センター講座 | 講座数 | 0 | 4 | 4 | 6 | | |
| | 受講者 | 0 | 124 | 157 | 103 | | |
| 特別講座 | 通年講座数 | 0 | 5 | 23 | 14 | | |
| | 前期講座数 | (10) | 17 | 2 | 9 | | |
| | 後期講座数 | (10) | 17 | 4 | 7 | | |
| | 受講者 社会人・学生 | 雄峰高校で YUHO講座を開設 (197) (18) | 450 | 229 | 155 | 228 | 329 |
| 教養講座 | 講座数 | 3 | 1 | 1 | 1 | | |
| | 受講者 | 284 | 88 | 107 | 95 | | |
| 自遊塾 | 講座数 | 39 | 4 | 3 | 4 | | |
| | 受講者 | 596 | 71 | 28 | 42 | | |
| カレッジメイト | | 0 | 14 | 13 | 6 | | |
| キャンパスフェスティバル | | なし | 生涯学習校と共催 | 生涯学習校と共催 | 生涯学習校と共催 | | |
| 広域学習サービス連絡会議 | | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | | |
| 生涯学習団体協議会 雷鳥会との連携 | | 富山地区 | 魚津地区 | 高岡地区 | 砺波地区 | | |
| センターだより | | 0 | 年4号 | 年4号 | 年4号 | | |
| 学習相談件数 | | 3,654件 | 276件 | 978件 | 1,350件 | | |
| 担当職員 (事務職員を除く) | | 学長：1 副学長：1 主任学習専門員：1 学習専門員：2 嘱託学習専門員：3 (映像センタ 一課を除く) | 所長：1 (生涯学習校校長兼務) 副所長：1 学習専門員：1 嘱託学習専門員：2 | 所長：1 (生涯学習校校長兼務) 副所長：1 学習専門員：1 嘱託学習専門員：4 | 所長：1 (生涯学習校校長兼務) 副所長：1 学習専門員：1 嘱託学習専門員：2 | | |

本部機能

| | | | | |
|--------|-------|-------|---------------------|-----------|
| 全体総括 | 学遊ネット | 自遊塾総括 | 連携講座総括 | 学校開放講座 |
| 夏季講座 | 本部学遊祭 | 調査研究 | はつらつ学びのリー ダー育成事業 | 県民カレッジ 叢書 |
| 講座案内作成 | | | | |

「はつらっ学びのリーダー育成事業」 (第I期分)

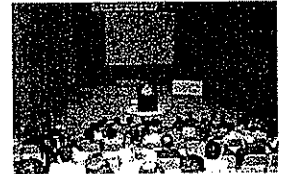
【趣旨】

団塊・シニア世代を中心に、県民の学習活動を支えるボランティア指導者を発掘するため、その知識や技能を習得する機会を提供するとともに、県内市町村や各種団体などとも連携・協力し、より多くの県民の生涯学習参画や社会貢献を支援する。

【概略】

○ 「はつらっ特別講演会」

- 1, 日 時 : 平成19年6月2日(土) 13時~15時
- 2, 場 所 : サンシップとやま
- 3, テーマ : 「地域があなたを待っている - 受け身の学びから社会参画へ」
- 4, 講 師 : 桜美林大学経営政策学部教授 瀬沼克彰
- 5, 参加者数 : 162名



○ 「はつらっ学びのリーダー育成セミナー」

- 1, 受講者総数 : 39名 [内訳 : 個人応募32名、市町村推薦7名、居住地10市町]
- 2, 出席率 : 88.3% [セミナー8回分]
- 3, 内 容 :

基礎セミナー

第1回(6/29) 「富山県の生涯学習を知ろう」

(カレッジ学長 中西彰、県総合教育センター 佐藤邦子)

第2回(7/13) 「ボランティアの喜びを感じよう」 (県インストラクターの会 種谷祐治)

(自遊塾 加藤利雄、県学団協 村上和子、女性財団 倉林裕美子)

第3回(8/24) 「コミュニケーション技法を学ぼう」 (自遊塾 経田博子)

第4回(9/7) 「自分の適性を確認してみよう」 (ライフナビ研究所 飯田國彦)

第5回(7月末「コース別プレ研修に出かけよう」 [活動見学、説明会参加]

~9月) [見学先 : 自遊塾講座、生涯学習団体協議会表彰団体など、

説明会 : 3館 [近代美術館、水墨美術館、立山博物館] ボランティア説明会]



コース別セミナー

第6回(10/6) 「地域デビューの準備をしよう①」 [企画立案、サークル発足]

第7回(11/17) 「地域デビューの準備をしよう②」 [講座運営、存続課題]

<屋内系自主講座講師コース> (自遊塾 永田円了、澤井保子)

<屋内系団体サークルリーダーコース> (富山社会人大楽塾代表 柳原正年)

<野外系リーダーコース> (自遊塾 岡岸喜義、加藤利雄)

<県民カレッジボランティアコース> (カレッジ職員)

<3館ボランティアコース> [立山博物館で講習会受講]

第8回(12/15) 「地域デビューの準備をしよう③」 [グループ別発表、合評会]



○ 「現場訪問」

平成20年1・2月に活動希望先施設などへ赴き、各施設の現状や今後の予定などを視察・調査する。

○ 「はつらっリーダー研修会」

- 1, 日 時 : 平成20年3月1日(土) 9:45~16:30
- 2, 場 所 : サンシップとやま [午前 : 603・604号室、午後 : 5階~7階の6部屋]
- 3, 参加者 : 111名 [内訳 : 市町村生涯学習担当者、公民館・施設関係者、セミナー受講者、一般県民]
- 4, 内 容 :

① パネルディスカッション

テーマ「学びの輪を広げよう~地域づくりのために私たちにできること~」

a 基調講演 : (桜美林大学経営政策学部教授 瀬沼克彰)

b 事例発表 : (栃原平自然学校理事長 加藤利雄)



c ディスカッション

- パネリスト：（県生涯学習団体協議会 村上和子、自遊塾 松本慎一
富山市大山教育行政センター係長 村田良紀）
- コーディネータ：（桜美林大学経営政策学部 教授 瀬沼 克彰）

② ミニ活動体験

- a 交歓会 [セミナー受講者が市町村担当者や公民館等関係者へ挨拶]
- b 活動発表 [セミナー受講者 23 名が活動計画等を発表]
- c 合評会 [発表者自評、意見交換、指導助言]

② 明日に向かって宣言 [セミナー受講者 4 名が次年度への抱負を語る]

○ 「実践活動」

平成 20 年 4 月から 9 月までの期間に、受講者各自が、リーダー研修会等でのつながりをもとに活動先を決め、1 回から複数回活動を行う。

○ 「活動報告会」

- 1, 日 時：平成 20 年 7 月 26 日（土）14:00～16:30（中間）
平成 20 年 9 月 27 日（土）14:00～16:30（最終）
- 2, 場 所：富山県教育文化会館 学習室
- 3, 参加者総数：33 名
- 4, 内 容：
 - ・全体会 [日程説明、分科会のグループ分けなど]
 - ・分科会 [ハイビジョン学習室、401 号室]
 - a はじめに [報告順決め、指導者紹介]
 - b 各活動報告 [報告者は 1 人 15 分程度]
 - c グループ内自由討議 [各活動における課題について討論、20 分程度]
 - d 講師からの指導助言
(富山社会人大楽塾 柳原正年 自遊塾 加藤利雄、澤井保子)
 - ・全体会
 - a 各分科会での内容報告 [各記録者が 3 分程度で行う]
 - b 質疑応答、諸連絡

○ 「リーダー認定式・記念講演会」

- 1, 日 時：平成 20 年 10 月 18 日（土）9:30～11:30
- 2, 場 所：富山県教育文化会館 ハイビジョン学習室
- 3, 修了者数：36 名 [修了率：92.3%]
- 4, 内 容：
 - ・リーダー認定式
 - 認定証授与
 - 式 辞 (県民カレッジ学長：中西 彰)
 - 激励の言葉 (ボランティア指導者：加藤利雄)
 - 決意表明 (第 I 期受講者：朝野隆雄)
 - ・記念講演会 [60 分]
 - テーマ：「生涯学習ボランティア指導者の可能性」
 - 講 師：(夢創塾塾長 とやまグリーンツーリズム理事長 長崎喜一)
 - ・諸連絡 [学遊ネットへのボランティア人材登録など]

○ 「成 果」

- 1, H20. 4 月以降の実践活動実施者数 [実人数]：31 名
- 2, H20. 4 月以降の実践活動件数 [延べ件数]：70 件

| 講座講師 | 講演会講師 | 団体サークル | 施設ボランティア | その他 | 合計 |
|------|-------|--------|----------|-----|----|
| 33 | 12 | 4 | 12 | 9 | 70 |

- 3, 活動先市町村数：10 市町 [富山、射水、魚津、立山、高岡、黒部、小矢部、砺波、南砺]



放課後子どもプラン 総合的な放課後対策(実施主体:市町村)

学びの場
地域住民等との交流の場

生活の場
専任指導員との活動の場

放課後子ども教室推進事業
7,770百万円(国)

放課後児童健全育成事業
18,690百万円(国)

平成16~18年度実施 国10/10委託事業
子どもかがやき教室推進事業
スポーツや文化活動等の様々な活動

富山市を除く市町村:国・県・市町村1/3負担
(富山市:国1/3、富山市2/3負担)
概ね10歳未満の留守家庭児童への遊びや生活の場の提供

16年度: 93教室
17年度: 123教室
18年度: 153教室
19年度: 185教室

16年度: 156箇所
17年度: 159箇所
18年度: 163箇所
19年度: 172箇所

47,000千円(県)
放課後子ども教室
富山市を除く市町村:国・県・市町村1/3負担
(富山市:国1/3、富山市2/3負担)

146,178千円(県)
放課後児童クラブ

20年度 155教室(他に富山市47):予定

20年度 108箇所(他に富山市68):予定

- ・勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等
- ・希望するすべての子ども
- ・年間50日程度(週に1~2回):制限なし
- ・平均2~3時間:制限なし
- ・児童館や公民館等(身近な施設)も可

- ・適切な遊びや生活の場
- ・保護者が留守家庭の概ね10歳未満の児童
- ・年間250日以上(授業日、長期休業日等)
- ・一日平均3時間以上
- ・学校の余裕教室、児童館等

| | | |
|---|----------------------|---|
| 「学び・体験活動・交流活動等の場」 「すべての子ども」 「家庭や地域と連携可能な活動」 | 実施内容 対象範囲 開催日数 | 「遊びや生活の場」 「留守家庭の概ね10歳未満の児童」 「専任指導員との放課後の活動」 |
|---|----------------------|---|

推進委員会の設置

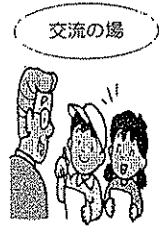
指導者研修会の開催

行政関係者、学校関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等で構成

コーディネーターや安全管理員、放課後児童指導員等を対象

合同

- A 平日に放課後児童クラブを実施し、週末に放課後子ども教室を実施する。(分担型)
- B 放課後子ども教室終了後、放課後児童クラブに所属する者は、放課後児童クラブに参加する。(連結型)
- C 放課後児童クラブの参加者が、その日の放課後子ども教室の内容によって参加を選択する。(選択型)
- D あらかじめ申し込んであるそれぞれの事業に参加する。(分割型)



放課後子ども教室

放課後児童クラブ

平成20年度放課後子ども教室推進事業

生涯学習・文化財室

1 事業の趣旨

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を推進する。

2 事業費

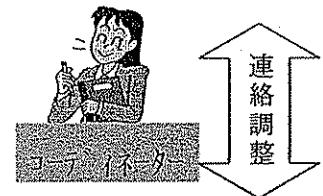
47,000千円（平成19年度：同額）

3 事業内容

「放課後子ども教室推進事業」は、昨年度より、従来の体験活動や交流活動等に加え、学ぶ意欲のある子どもたちに対して学習アドバイザーが指導する学びの場を提供することとしている。

(1) 市町村事業（放課後子ども教室推進事業補助金：45,200千円）

- ①対象 希望するすべての子ども
- ②時間 平日の放課後、休日、夏・冬休み等
- ③場所 学校の余裕教室、公民館、児童館等
- ④その他 コーディネーターの配置
安全管理員、学習アドバイザーによる指導



「放課後子ども教室推進事業」

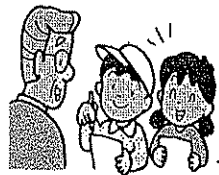
安全管理員の指導による体験・交流活動

体験の場



- ・ドッジボール
- ・木工作、手芸など

交流の場

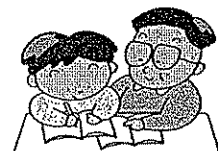


- ・読み聞かせ、地域めぐり
- ・三世代交流など



学習アドバイザーの指導による学習活動

学びの場



- ・算数教室、英会話
- ・予習、復習など

学習アドバイザー

(2) 県事業（教育委員会と厚生部が連携：1,800千円）

- ・推進委員会の設置（行政、学校、福祉や社会教育の関係者、有識者等で構成）
- ・指導者研修会の開催（コーディネーターや安全管理員、放課後児童指導員等を対象）

4 事業の実施予定（県内202小学校区中）

実施予定教室 202教室（富山市47教室、その他の市町村155教室）

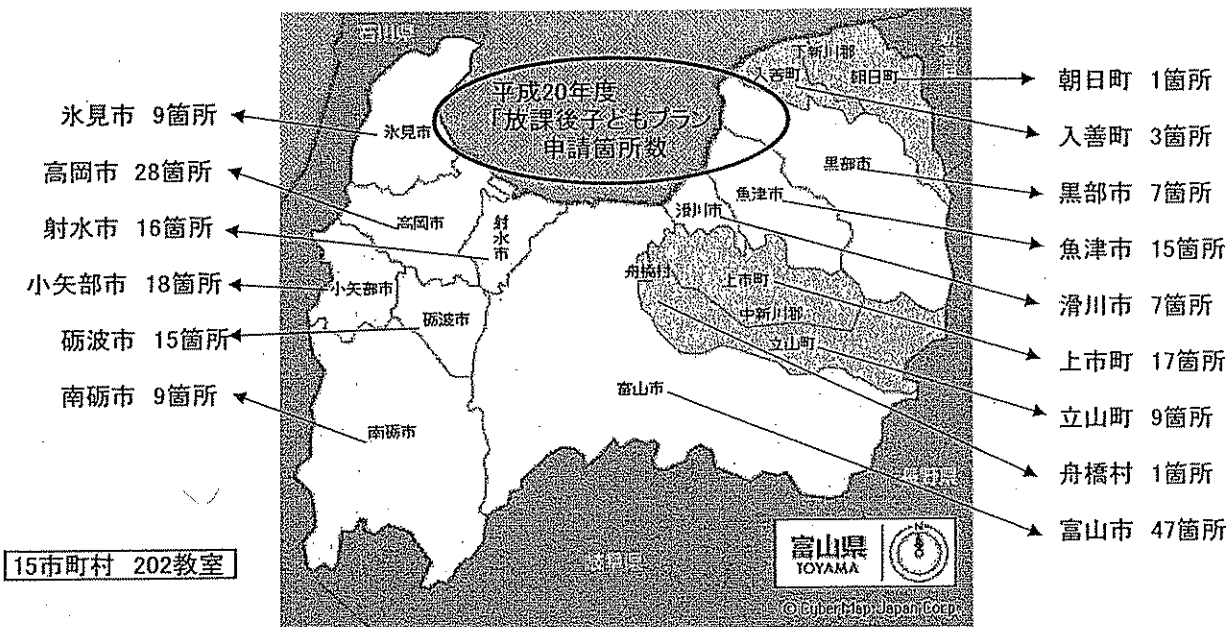
実施予定校区 166校区（富山市47校区、その他の市町村119校区）

※ 平成19年度：205小学校区中、185教室、162校区

平成20年度 放課後子ども教室推進事業

【趣旨】

「放課後子ども教室推進事業」は、平成18年度まで実施してきた「子どもかがやき教室」を拡充するものであり、従来の体験活動や交流活動等に加え、学ぶ意欲のある子どもたちに対して学習アドバイザーが指導する学びの場を提供することとしている。



- ・ 放課後子ども教室(166小学校区において、202教室の開催)
- ・ 12市町村において、学びの要素を取り入れた教室を実施
()内は教室数

| | | |
|--|--|---|
| <p>高岡市(28)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定塚小学校ほか5 ・学習会、習字等 | <p>氷見市(9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久目小学校ほか1 ・学習活動 | <p>滑川市(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東加積小学校ほか3 ・学習・芸能教室等 |
| <p>砺波市(15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄下公民館ほか13 ・合唱、各種教養教室 | <p>射水市(16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新湊小学校ほか1 ・国語、算数、パソコン等 | <p>黒部市(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三日市小学校ほか1 ・読書、郷土芸能等 |
| <p>小矢部市(18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石動公民館ほか15 ・体験学習、読み書かせ等 | <p>立山町(9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立山北部小学校ほか8 ・書道、計算、読書等 | <p>魚津市(15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村木小学校ほか1 ・読書、工作等 |
| <p>南砺市(9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利賀小学校ほか5 ・体験活動・学習活動等 | <p>上市町(17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柿沢公民館ほか5 ・学習活動、体験活動等 | <p>朝日町(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あさひ野小学校 ・英会話、工作等 |

地域の教育力の向上へ

親を学び伝える学習プログラム普及事業

1 趣旨

近年、少子化、核家族化等の進行により、親としての在り方を日常生活の交流の中で学ぶことが困難になってきている。そこで、子育てに不安や悩みをもつ親を支援するため、親の役割や家庭教育について学ぶ「親を学び伝える学習プログラム（親学びプログラム）」を作成し、その普及・活用を図っている。

2 親学びプログラムとは

子どもの成長段階に応じたピソード(事例)をもとに小グループで話し合い、子育ての苦労や体験を共有することにより、子どもとの接し方や親としての役割について学ぶものである。

3 経過

- H18 ○親を学び伝えるサポート事業推進委員会設置
 (神川委員長外大学教授、臨床心理士、小児科医、PTA代表等11名で構成)
 ○親学びプログラム(7事例)を作成、配布(4,000部)
 H19 ○親学びプログラム改訂版(20事例)と手引き書を作成、配布

4 親学びプログラム・手引きの概要

(1) プログラムの内容

- ・親となるための準備期プログラム(ワクワクを楽しもう! : 5事例)
- ・乳幼児をもつ親のプログラム(ドキドキを楽しもう! : 5事例)
- ・学童期の子どもをもつ親のプログラム(イキイキを楽しむ! : 5事例)
- ・思春期の子どもをもつ親のプログラム(ハラハラを楽しむ! : 5事例)

(2) 手引きの内容

- ・プログラム実施上の時間配分や流れ、活用の留意点を記載

(3) プログラム例

- ・夕食作りで忙しいお母さんに話を聞いてほしいとすがる3歳の子への対応
- ・カラオケで遅くなると連絡してきた高校生の子どもの対応

5 配布先と部数(H19)

- ・幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、公民館、県PTA連合会
市町村教育委員会、社会教育団体等
- ・印刷部数：プログラム10,000部、手引き書3,000部

6 平成20年度事業の概要

富山県PTA連合会と連携し普及を推進している。

(1) 親を学び伝えるフォーラム(補助事業 1,000千円)

- ・期 日 平成20年7月13日(日)
- ・会 場 富山国際会議場
- ・参加者 PTA関係者等 約700人
- ・講 師 神川富山大学教授、劇団ショコラ
- ・内 容 神川教授による「親を学び伝える学習プログラム」の紹介の後、このプログラムの中の「由香のお手伝い」「子ども同士のけんかに親がかかわり」の2つのエピソードが劇団ショコラにより演じられた。どの家庭でもよくある場面を目の当たりにし、参加者は子どもへの関わり方を考えることができた。

(2) 親を学び伝える学習プログラム普及講座 (委託事業 1,000 千円)

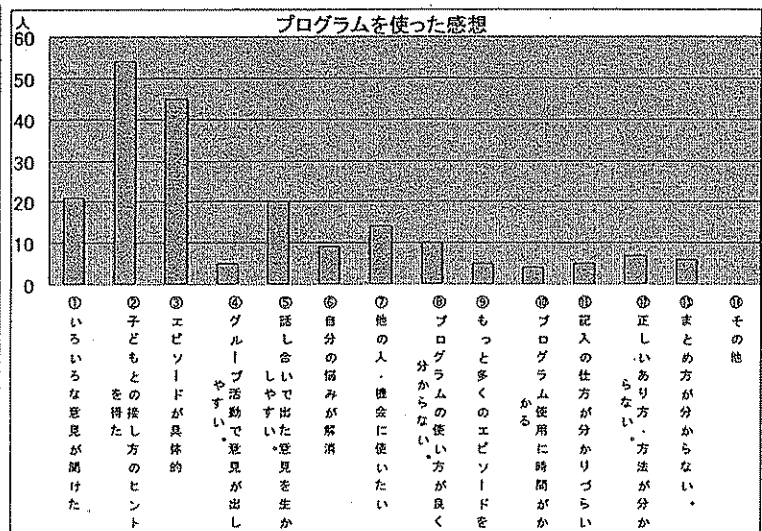
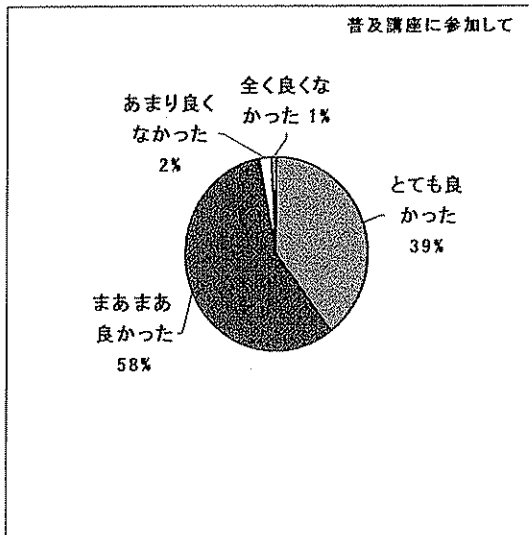
- ・期 日 8月～
- ・会 場 会館等
- ・参加者 県内全小・中学校PTA会長、普及担当者等
- ・内 容 県内を4ブロックに分けてブロック毎に普及講座を実施し、各小・中学校での親学びプログラムの実施に向けてリーダーの養成を行った。
 ※ 普及講座を受講したリーダーが中心となり、各小・中学校での親学びプログラムの実践を推進している。

| 日時 | 会場 | 講師等 | 参加者数 |
|----------|-----------|----------------------|------|
| 8月2日(土) | クロスランド小矢部 | 久保田富山大学准教授 劇団ショコラ | 100名 |
| 8月30日(土) | 黒部市中央公民館 | 神川富山大学教授 劇団ショコラ | 94名 |
| 9月5日(金) | 高岡文化ホール | 神川富山大学教授 劇団ショコラ | 150名 |
| 9月23日(火) | 富山県総合福祉会館 | 神川富山大学教授 劇団ショコラ | 104名 |
| 11月7日(金) | 高岡文化ホール | 家庭教育委員会(県PTA) | 100名 |

・参加者の声

- ・ 様々な意見を聞くことができ、とても楽しかったです。私と同じように感じる人が他にもいることを知って安心しました。もっと子どもと話をしたいと思いました。
- ・ このプログラムをうまく活用すれば周囲の親御さんたちが、どう子育てに取り組んでいるかを知るきっかけになると思いました。学校に戻ってもやってみたいです。

会場：富山県総合福祉会館 n=104



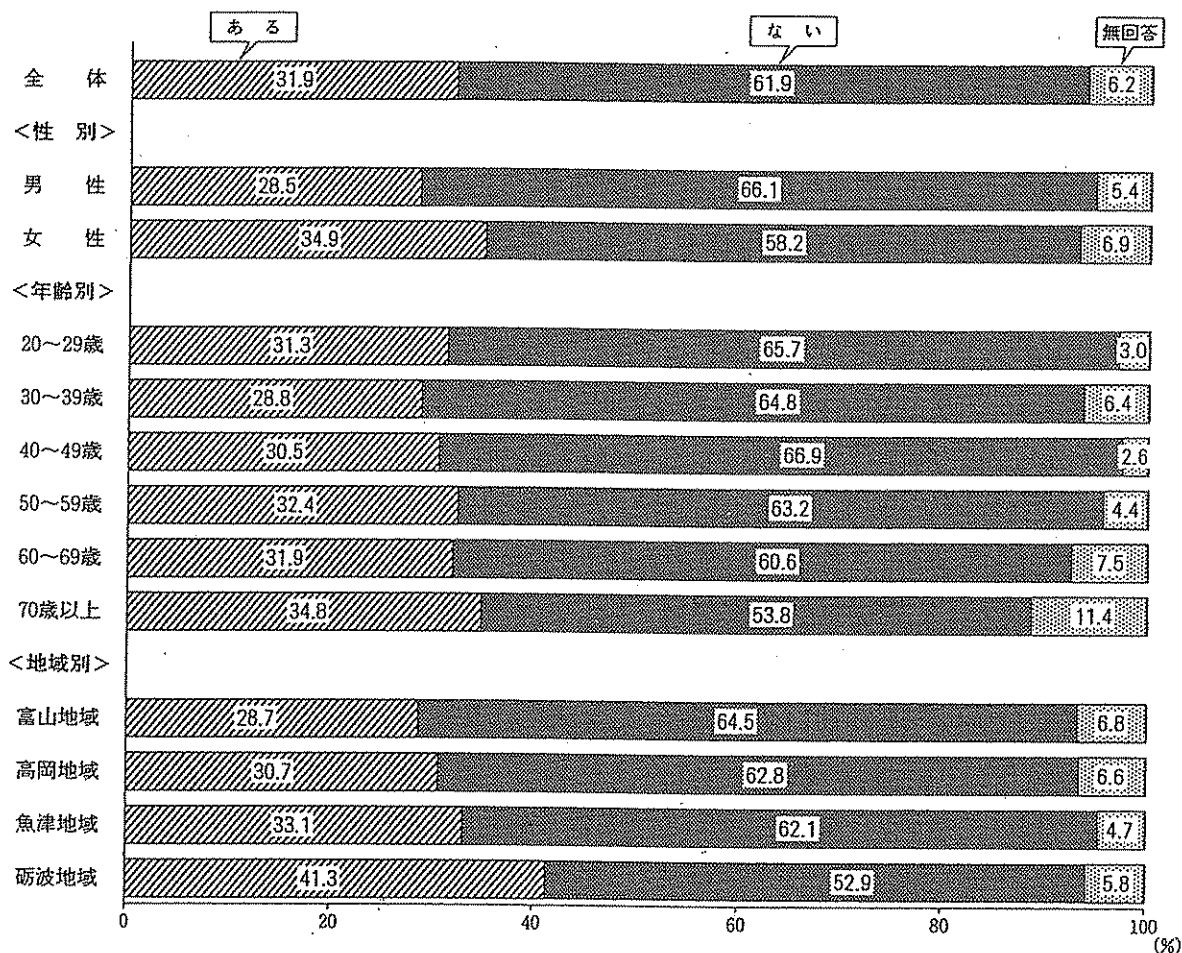
7 今後の方向

21年度は、保育所や幼稚園に通う子どもを持つ若い親も対象にした事業を検討する。

第39回県政世論調査(平成20年8月実施)報告書より

あなたは、過去1年間に、生涯学習*を行ったことがありますか。次の中から1つ選んでください。

図表31 生涯学習の経験の有無



この1年間に、生涯学習活動を行ったことが「ある」と答えた人の割合は31.9%、「ない」と答えた人の割合は61.9%となっている。

* 生涯学習とは、一人ひとりが自分の人生を楽しく豊かにするために、生涯のいろいろな時期に、自分から進んで行う、文化・スポーツ、趣味・教養、技能・資格取得などのさまざまな学習活動のことをいいます。

「ある」と答えた人の割合(この調査は平成18年度より実施)

| | |
|-------|-------|
| 平成18年 | 28.3% |
| 平成19年 | 31.0% |
| 平成20年 | 31.9% |